平成３０年３月

【１００円でモニターになるはずが定期購入に】

　【相談】スマートフォンでダイエット食品の「１００円モニター」の広告を見つけ申し込んだ。数日たって届いた受領メールを見ると定期購入になっていたので驚いてキャンセルメールを送ったが返信がない。商品が届けば受け取り拒否で返せばよいだろうか。

【アドバイス】このような業者についての相談は全国的に寄せられており、定期購入が条件だと分からず契約しているケースが目立ちました。解約の申し出をしようと電話をかけてもつながらず、メールを送っても返信がないケースもみられます。

　相談者にはその後、再度商品の発送停止のメールを送ってもらいましたが返信がなく数日後に商品の発送メールが届いたようです。消費者センターから業者に問い合わせをしたところ「定期購入と分かっていたはずだ」と渋りましたが、最終的には送料負担で返品するということで解決となりました。

　消費者が定期購入の条件を見落とすケースもありますが、中には定期購入という文字を意図的に分かりづらくしたり、あるいは全く記載していなかったりすることもあります。再度確認しようとしても画面が変更されていたりすることもありますので、申し込み画面や業者とのやりとりの記録は残しておくことが大切です。

　また通信販売には明示しなければならないことが法律で定められています。その中には返品に関することも含まれます。返品を受け付けるか、受け付けるならどのような条件か、ということは事業者か決めてよいことになっています。よく確認して納得の上、注文しましょう。あわせて「解約の申し出先や方法（電話やメール等）」も確認しておきましょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）